

第 34 回信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび第 34 回信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

平成 21 年 4 月

信 託 法 学 会

理事長 能 見 善 久

1. 日 時：平成 21 年 6 月 13 日（土） 10：30～16：50（受付は 10：00 から行います。）

2. 場 所：亜細亜大学 2 号館 200 番教室（後掲案内図ご参照）

3. 次 第：

○ 開 会 10：30

○ 研究発表会

（10：30～11：30）指図を伴う信託事務処理に関する法的考察

—不動産信託を例として—

（報告者）みずほ信託銀行 須 田 力 哉

（司会者）東 京 大 学 神 作 裕 之

○ 総 会 11：35～

議 案

(1) 役員を選任

(2) 平成 20 年度会計報告

(3) 平成 21 年度予算

—昼食・休憩—

○ 研究発表会

（13：30～14：30）受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

（報告者）京 都 大 学 佐 久 間 毅

（司会者）東 京 大 学 道 垣 内 弘 人

（14：40～15：40）知的財産権信託における受託者による管理処分権限掌握の不完全さについて

（報告者）東 京 大 学 寺 本 振 透

（司会者）筑 波 大 学 新 井 誠

（15：50～16：50）受託者の損失てん補責任と原状回復責任（信託法40条1項）の実務的問題について

（報告者）三菱UFJ信託銀行 五十嵐 健 一

（司会者）京 都 大 学 木 南 敦

○ 閉 会 16：50

4. 懇親会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17：00 ～ 18：30

場 所：亜細亜大学 2号館6階多目的ホールA（後掲案内図ご参照）

会 費：3,000円（会費は、当日受付にて申し受けます。）

5. その他

昼食につきましては、学内食堂および大学周辺の一般食堂をご利用ください。

（事務局からのお願い）

平成21年度の会費（4,000円）（※）は、5月末までに次のいずれかの方法によりご納入ください。

○ 郵便振替 00120-0-185924 信託法学会

（同封の払込用紙をご利用ください。）

○ 銀行振込 三井住友銀行麹町支店 普通預金 口座番号：5087891

口座名義：信託法学会理事長 しんたくほうがつがいりじちょう 能見善久 のうみよしひさ

（※）平成20年6月14日開催の総会にて、年会費を4,000円に値上げして平成21年度から実施することとなりました。また、郵便振替の払込料金につきましては、平成21年度から会員負担といたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

おって、お手数ですが、**ご出欠の予定を同封のはがきにて5月22日（金）までに事務局あてご回報くださいますようお願い申し上げます。**

信託法学会事務局

〒100-8699 東京都千代田区大手町2丁目6番2号

日本ビル内郵便局私書箱第55号

TEL 03-3270-9714

ホームページ <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jaltrust/>

E-Mail sintakuhougakkai@hotmail.co.jp

会場案内

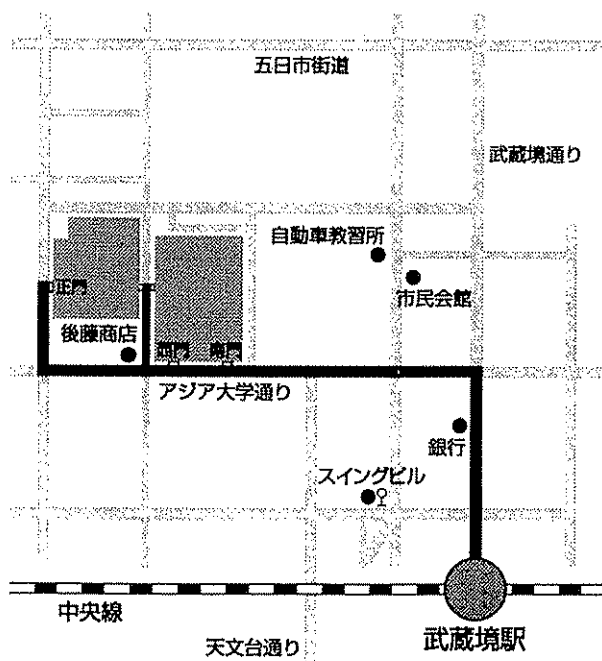
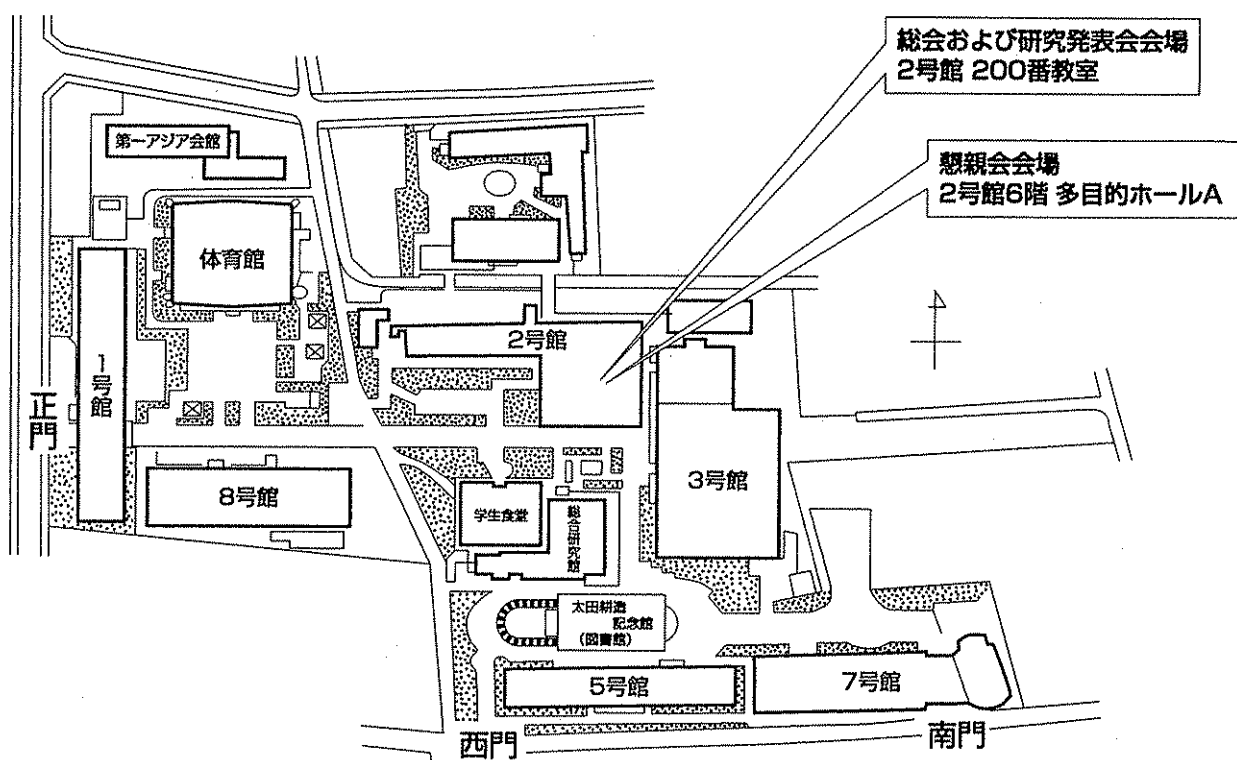
●開催日：平成21年6月13日(土) 10時30分～16時50分

●場所：亜細亜大学 東京都武蔵野市境5-24-10

Tel 0422-54-3111

●総会および研究発表会会場：2号館 200番教室

●懇親会会場：2号館6階 多目的ホールA



<利用交通機関>

[JR中央線・西武多摩川線] 武蔵境駅から

- ・北口より徒歩12分
- ・北口スイングビル前よりムーバス「境西循環」または「境・東小金井線」で「境五丁目」下車、徒歩0分
- ・北口より小田急バス「桜堤団地行(団地入口経由)」で「亜細亜大学北」下車、徒歩1分

研究発表会（資料）

1. 指図を伴う信託事務処理に関する法的考察
－不動産信託を例として－

みずほ信託銀行 須田力哉

2. 受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

京 都 大 学 佐久間 毅

3. 知的財産権信託における受託者による管理処分権限掌握の不完全さについて

東 京 大 学 寺本振透

4. 受託者の損失てん補責任と原状回復責任（信託法40条1項）の実務的問題
について

三菱UFJ信託銀行 五十嵐 健 一

指図を伴う信託事務処理に関する法的考察

—不動産信託を例として—

みずほ信託銀行 須田 力 哉

受託者による管理処分について、信託行為に指図条項と呼ばれる委託者等の指図に従うべき事項を定めた場合は、受託者はその指図に従わねばならないと解されている。また、指図条項のある信託で、指図者に信託財産の管理処分の裁量があるときの受託者の善管注意義務は、指図者の指図に従って信託事務を処理したか否かについてのみが問題になるという考え方がある。

しかしながら、指図に関する受託者義務の履行のあり方と、指図に関する受託者義務の違反はないが、受益者利益を損ねるような事態が生じた場合に指図者に対して指図に関する責任を追及する為の法律構成には議論の余地が残されている。

なぜなら、信託法には指図に関する規定はなく、

- (1) 信託法理における指図の位置づけ
- (2) 指図権限の法的性質
- (3) 指図権限を定めた委託者と指図者との法的関係

という、指図に関する信託関係者間の責任問題を解明する手がかりとなる指図の考え方が、十分整理されていないからである。

信託法理における指図の考え方を整理するにあたっては、信託法が日本の私法体系に位置づけられ、日本の民法が私法の一般法であり、大陸法圏にあることからすると、英米の信託法理に則した整理のみに依拠することには慎重となるべきであろう。また、指図に関する規定のある信託法の特別法にあたる投資信託及び投資法人に関する法律等から指図の考え方を参考にすることもできるが、特別法は適用の対象が特定の事物や領域に限られる法であり一般法の問題すべてを論じ切ることが難しい。

そこで、本報告ではまず、日本の信託法理において指図を矛盾なく解釈するにはどうすればよいかという観点から、これまでの信託法理における指図の考え方を整理し、問題点を抽出したうえで、指図の考え方を再構成する。

そして次に、不動産投資の仕組みの中で利用されている指図条項のある不動産信託での信託事務処理を例にして、

- ① 信託財産の管理処分について裁量のない受託者の善管注意義務は、指図に従って信託事務を処理したか否かについてのみが求められているのか
- ② 受益者や受託者は、指図者に対し指図を原因とする責任を追及できるのかを検討したい。

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

京都大学 佐久間 毅

信託法 26 条本文は、「受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。」と定め、これを受けて、同 27 条が受託者の権限違反行為の取消しについて定めている。

旧信託法には「受託者の権限」という観念がなかった。学説においては、受託者は信託行為の定めるところに従い信託財産の管理又は処分をしなければならないとする旧 4 条が受託者の権限を定める、とする理解が見られた。また、受託者による信託の本旨に反する信託財産の処分の取消可能を定めていた旧 31 条も、その限りで受託者の権限を限定していたとみることも可能であった。もっとも、これらによっても、旧信託法については、信託財産の管理又は処分についてしか受託者の権限に関する定めがなく、そのために受託者の各種の義務との関係が不分明であり、また「信託の本旨」の曖昧さ故に受託者の権限の及ぶ範囲が明確にならず、取引安全の観点からも適切でないという問題点の指摘があった。信託法 26 条・27 条は、こういった問題点を解消するために規定された。

しかしながら、両条によっても、残されている問題は少なくないと思われる。たとえば、①「完全権者」であるはずの受託者の「権限」とは何か。②権限違反行為の原則的效果は何であり、その原則的效果と信託法 27 条の定める効果はどのような関係に立つか。③これら①②について考えると、受託者の「権限」は一般にいう権限と異なり、義務に近い面があるのではないか。④そのために、受託者の「権限違反」から忠実義務違反・善管注意義務の重大な違反を截然と排除することができない可能性が残るのではないか。⑤信託法 28 条に反する第三者委託がされた場合に、委託そのものが同 27 条 1 項による取消しの対象になるか。⑥信託法 27 条の定める受託者の権限違反行為の取消しの要件は、十分に明確といえるか。⑦権限違反を理由とする取消しの場合に、民法総則中の取消しに関する規定はどこまで及ぶか。

本報告では、こういった問題について、わが国における信託財産への効果帰属のメカニズム、あるいは信託というものの捉え方を意識しつつ、検討したい。

知的財産権信託における受託者による管理処分権限掌握の 不完全さについて

東京大学 寺本 振透

信託においては、一般的に、信託財産に対する管理処分権限を受託者が掌握するものと理解されている。しかしながら、知的財産権の信託においては、知的財産権が排他的権限に過ぎず、かつ、ある知的財産が他の知的財産を保護する知的財産権に抵触するおそれが遍在するという性質があるがために、信託財産に対する管理処分権限の受託者による掌握が、事実上、不完全なものとならざるを得ない。

また、信託財産に対する管理処分権限の受託者による掌握の不完全さを認めなければ、かえって信託設定時における委託者の意思に反し、また受益者の利益を害することになるのは、特異な事例ではない。典型的には、ある者が複数の者から、それぞれの著作物に関する著作権の信託を引き受けている場合を想定しよう。一方の著作物が他方の著作物に関する著作権に抵触しているときに、受託者は、後者の著作物に関する著作権を行使して前者の著作物の利用を排除しようとする、それぞれの著作物に関する著作権の信託における受託者としての義務の間で進退窮まることになる。このような場合に、信託を終了することが不都合であるならば、なんとかして、後者の著作物に関する著作権を委託者ないし受益者が行使する余地を残しておかなければならない。

従来、このような受託者による管理処分権限掌握の不完全さについて、特段の意識もされず、理論的な説明が試みられることもなかった。しかしながら、同じ著作権等管理事業者に著作権の信託がなされている二つの楽曲の間の権利抵触をめぐって平成 10 年から提起された一連の訴訟は、このような問題の存在を顕わにした。また、知的財産権の信託を利用しつつ知的財産権に対する投資を獲得しようとする金融商品の普及は、投資に伴うリスクを投資家に対して明瞭に開示できるようにするために、知的財産権の信託に特徴的なこの種の問題を説明する理論の構築を迫りつつある。

本報告は、知的財産権信託における受託者による管理処分権限掌握の不完全さが、委託者ないし受益者と受託者による財産権の共有という構成によって説明できる可能性を提案しつつ、このような説明が、信託の受益者の権利の法的性質に関する議論に対して一定の刺激を与え得ることを示そうとするものである。

受託者の損失てん補責任と原状回復責任（信託法 40 条 1 項）の 実務的問題について

三菱 UFJ 信託銀行 五十嵐 健 一

信託法 40 条 1 項は、受託者がその任務を怠ったことによって、信託財産に損失が生じたときに、受益者は、当該損失のてん補を請求することができることを定めている。また、受託者がその任務を怠ったことによって信託財産に変更が生じたときには、受益者は、原状の回復を受託者に対して請求することができることを定めている。

例えば、信託財産である物を毀損した場合を考えると、信託財産の価値の下落という損失と同時に物理的な毀損という変更も生じているが、このような場合には、受益者は、自己に有利であると考える方を任意に選択して請求できると解されている。このような理解からすると、複数の救済手段を定め、いずれを選択するかにつき受益者に選択が認められていることには受益者の保護のために意味があるように思われる。

他方で、信託銀行の実務においては、受益者からの請求がない場合であっても、受託者は、その任務違反から生じた状態を回復するために、自主的に損失てん補又は原状回復を行う。この場合、損失てん補を先に行ったとしても、信託行為に基づき原状回復が必要であれば、原状回復も行うこととなる。

このように、受託者は、信託行為に合致した状態を選択して事務処理を行う。しかし、他方で、信託法 40 条 1 項では、損失てん補と原状回復という複数の救済手段を用意しており、受益者が任意に選択して請求できるとされている。この両者の関係は、どのように考えればいいのか。

そこで、本報告では、いくつかの設例を挙げ、受託者が、受益者の請求なくして損失てん補や原状回復を行うことと、40 条 1 項との関係を検討したい。